

文書番号	特養－01	特別養護老人ホーム金谷みちのく荘 運営規定	最新版記号	P(2025.4.1)
主管部署	金谷特養		ページ数	1 / 11

運営規程

特別養護老人ホーム金谷みちのく荘

文書番号	特養－01	特別養護老人ホーム金谷みちのく荘 運営規定	最新版記号	P(2025.4.1)
主管部署	金谷特養		ページ数	2 / 11

特別養護老人ホーム金谷みちのく荘運営規程

第 1 章 施設の目的及び運営の方針

（事業目的）

第 1 条 社会福祉法人青森社会福祉振興団が開設する、特別養護老人ホーム金谷みちのく荘（以下「施設」という。）が行う指定地域密着型サービスに該当するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、サービスの円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第 2 条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）において、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

2 サービスの実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第 3 条 この施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 特別養護老人ホーム金谷みちのく荘

（2）所在地 青森県むつ市金谷二丁目 2 0 番 2 号

文書番号	特養－01	特別養護老人ホーム金谷みちのく荘 運営規定	最新版記号	P(2025.4.1)
主管部署	金谷特養		ページ数	3 / 11

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1人
従業者及び業務の管理を統括するとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、施設の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
 - (2) 嘱託医師 1人以上
施設長の依頼を受け、入居者の診療及び健康状態の指導行う。
 - (3) 生活相談員 1人以上
入居者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
 - (4) 介護支援専門員 1人以上
施設サービス計画の作成等を行う。
 - (5) 介護職員 14人以上（併設のショートステイ含む）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
 - (7) 看護職員 1人以上
入居者の保健衛生並びに看護業務を行う。
 - (8) 管理栄養士など 1人以上（併設のショートステイ含む）
食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。
 - (9) 機能訓練指導員 1人以上（併設のショートステイ含む）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合はその他の従事者を置きます。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 施設の定員は29名とし、災害、虐待その他の場合を除き、入居定員及び居室定員を超えて入居することはできない

- 2 ユニット数及びユニットごとの入居者定員は次のとおりとする。
 - (1) ユニット数 3ユニット
 - (2) ユニットごとの入居者定員 2ユニット・・・10名
1ユニット・・・9名

文書番号	特養－01	特別養護老人ホーム金谷みちのく荘 運営規定	最新版記号	P(2025.4.1)
主管部署	金谷特養		ページ数	4 / 11

第４章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他費用の額

第６条 施設で行うサービスの内容は、次の通りとする。

- (１) 施設サービス計画の作成
- (２) 介護
- (３) 食事
- (４) 相談及び援助
- (５) 社会生活上の便宜の提供等
- (６) 機能訓練
- (７) 栄養管理
- (８) 口腔衛生の管理
- (９) 健康管理

(内容及び手続きの説明及び同意)

第７条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第８条 施設は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無、及び要介護認定の有効期限を確かめる。

(入退居)

第９条 介護保険法（平成９年１２月１７日法律第１２３号）第７条に規定する要介護者に対して、サービスを提供する。

- ２ 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- ３ 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- ４ 入居の申し込みに際して、入居申込者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- ５ 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを定期的に検討する。検討に当たっては、入居検討会を開催し協議する。
- ６ 居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- ７ 入居及び退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

文書番号	特養－01	特別養護老人ホーム金谷みちのく荘 運営規定	最新版記号	P(2025.4.1)
主管部署	金谷特養		ページ数	5 / 11

(要介護認定の申請に係る援助)

第 10 条 入居申込の際には入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(入居者の入院中の取り扱い)

第 11 条 施設は入居者について、入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び身元保証人(家族等)の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにするものとする。

(利用料等)

第 12 条 サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、その指定サービスが法定代理受領サービスに該当する指定サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定サービスについて、同条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 利用料その他の費用の額については重要事項説明書および利用料金表に掲げるものとする。
- 4 保険対象外費用については、法人有料サービス一覧表によるものとする。
- 5 サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入居者の同意を得る。
- 6 利用料の額に変更のあるときは、あらかじめ入居者またはその家族に対し変更後の利用料の額及びその根拠について説明を行い、入居者またはその家族の同意を得る。

(証明書の交付)

第 13 条 入居者の求めに応じ、必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付することが出来る。

第 5 章 施設利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第 14 条 入居者は、施設長や嘱託医師、ナース、ケアワーカー、生活相談員、機能訓練指導

文書番号	特養－01	特別養護老人ホーム金谷みちのく荘 運営規定	最新版記号	P(2025.4.1)
主管部署	金谷特養		ページ数	6 / 11

員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第 15 条 入居者が、外出、外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第 16 条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第 17 条 入居者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持施設に協力する。

(施設内の禁止行為)

第 18 条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (3) 喫煙及び火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

第 6 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 19 条 非常災害等に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め年 2 回以上定期的に避難、救出、その他の訓練を行う。

第 7 章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第 20 条 入居者の病状の急変やその他緊急の事態が生じた場合には、速やかに嘱託医師又は、あらかじめ定められた協力医療機関の協力を得て施設が定めた協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応する。

文書番号	特養－01	特別養護老人ホーム金谷みちのく荘 運営規定	最新版記号	P(2025.4.1)
主管部署	金谷特養		ページ数	7 / 11

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

（入居者の記録の記載）

第21条 入居に際して、入居年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

（入居者に関する市町村への通知）

第22条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- （1）正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- （2）偽りその他の不正によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第23条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 職員の資質向上のため、研修の機会を確保する。

その際、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修を採用後12か月以内に実施します。

（業務継続計画の策定等）

第24条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第25条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど

文書番号	特養－01	特別養護老人ホーム金谷みちのく荘 運営規定	最新版記号	P(2025.4.1)
主管部署	金谷特養		ページ数	8 / 11

必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(秘密保持等)

第 26 条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨の誓約書を徴する。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ個人情報提供同意書により入居者の同意を得る。
- 4 そのほか、個人情報に関することは個人情報取り扱い規程によって定める。

(衛生管理)

第 27 条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じる。
 - (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催をし、その結果について、職員に周知を徹底する。
 - (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年 2 回以上）に実施すること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力病院等)

第 28 条 入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。また、協力歯科医院を定める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 29 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

文書番号	特養－01	特別養護老人ホーム金谷みちのく荘 運営規定	最新版記号	P(2025.4.1)
主管部署	金谷特養		ページ数	9 / 11

- (1) 事故が発生した場合の対応、次の規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的(年2回以上)に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。
 - 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(身体的拘束等)

第30条 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。

(運営推進会議)

第31条 施設の行う事業を地域に開かれたサービスとして、サービスの質の確保を目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は、入居者、身元保証人(家族等)、地域住民の代表者、むつ市または地域包括支援センターの職員及び施設サービスについて知見を有する者で構成するものとする。
- 3 運営推進会議の開催は、おおむね2カ月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は、施設サービスの活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(地域との連携)

第32条 その運営に当たって、地域住民または住民の活動等との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

文書番号	特養－01	特別養護老人ホーム金谷みちのく荘 運営規定	最新版記号	P(2025.4.1)
主管部署	金谷特養		ページ数	10 / 11

(掲示)

第 33 条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第 34 条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(虐待防止に関する事項)

第 35 条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第 36 条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(会計の区分)

第 37 条 施設ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計をその他の事業の会計を区分するものとする。

(その他)

第 38 条

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人青森社会福祉振興団と施設長の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

文書番号	特養－01	特別養護老人ホーム金谷みちのく荘 運営規定	最新版記号	P(2025.4.1)
主管部署	金谷特養		ページ数	11 / 11

附 則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

改定

平成２６年	４月	１日	一部改定
平成２６年	８月	１日	一部改定
平成２７年	４月	１日	一部改定
平成２７年	８月	１日	一部改定
平成２８年	４月	１日	一部改定
平成２９年	４月	１日	一部改定
平成３０年	４月	１日	一部改訂
令和　２年	４月	１日	一部改訂
令和　３年	４月	１日	一部改訂
令和　４年	４月	１日	一部改訂
令和　５年	４月	１日	一部改訂
令和　５年	６月	１日	一部改訂
令和　６年	４月	１日	一部改訂
令和　６年	１月	１日	一部改訂
令和　７年	４月	１日	一部改訂